

セントピアあわら指定管理者募集要項

令和8年8月

あわら市

セントピアあわら指定管理者募集要項

あわら市では、住民のニーズに対応して、より安全で適正かつ効果的な管理を行うため、セントピアあわら（以下「施設」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の設置目的

住民の福祉の増進と観光の振興を図ることを目的とします。

2 施設の概要

施設の概要は別添「セントピアあわら管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）」「3 施設の概要」に示すとおりとします。

3 営業日及び利用時間

営業日及び利用時間については、セントピアあわら条例（平成16年あわら市条例第98号。以下「条例」という。）を基本としますが、指定管理者の申請により、市長が必要と認めるときはこの限りではありません。

4 応募資格等

- (1) 福井県内に事業所、営業所又は事務所を置く、もしくは置こうとする法人その他団体で、指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる者。
- (2) 参加表明書類の提出日において「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、同法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかった者とみなす。

- (6) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (7) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 労働者災害補償保険に加入している者であること。
- (9) 市長、副市長、教育長及び議員並びにこれらの配偶者及び2親等以内の親族が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべきもの、支配人又は清算人でない者であること。
- (10) 令和3年4月1日以降、類似の施設その他集客施設における運営実績が1件以上あること（実績については県内外問いません）。
- (11) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者であること。

5 スケジュール

項 目	時 期
募集要項の公表配付	8月25日(火) ～ 10月5日(月)
現地見学会	9月15日(火) 午前10:00～正午
質問の受付	8月25日(火) ～ 9月17日(木)
質問への回答期限	9月28日(月)
参加表明書受付	9月29日(火) ～ 10月5日(月)
指定申請書受付	10月6日(火) ～ 10月14日(水)
プレゼンテーション	10月26日(月)

6 募集要項の公表と配付

(1) 配付期間

令和8年8月25日（火）から令和8年10月5日(月)まで

(2) 配付場所

あわら市経済産業部観光振興課で配付します(午前9時から午後5時まで、閉庁日を除く)。また、市ホームページからもダウンロードできます。

(<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry01/industry0106/p013634.html>)

7 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあわらし観光振興課まであらかじめ連絡してください。なお、参加希望者がいないときは開催しません。また、当日は施設の見学のみとし、原則として公募についての質疑応答は行いません。質問方法については「8 質問の受付及び回答」を参照してください。

- (1) 開催日時：令和8年9月15日(火)
午前10時から正午まで
- (2) 開催場所：セントピアあわら
- (3) 参加者数：1応募者につき2名まで
- (4) 申込締切：令和8年9月14日(月) 正午まで
- (5) 連絡方法：電話(0776-73-8006) 又はEメール(kanko@city.awara.lg.jp)

8 質問の受付及び回答

本件に関する質問については、所定の用紙(様式第9号)により、期日までに下記あてにメールでお願いします。その際、指定管理者募集についての質問である旨の件名を記入してください。

なお、電話による問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

- (1) 質問受付期間
令和8年8月25日(火)～9月17日(木)
- (2) 送付先
あわらし経済産業部観光振興課 観光戦略グループ
E-mail : kanko@city.awara.lg.jp
- (3) 質問に対する回答
令和8年9月28日(月)までに、質問者あてにメールで行うとともに、市ホームページに掲載します。

9 申請手続

申請にあたっては、次の書類を市に提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めています。

(1) 指定管理者募集参加意思表明書

申請をされる方は、次の期間に指定管理者募集参加意思表明書(様式第1号)を提出してください。

提出期間：令和8年9月29日(火)～10月5日(月)
(午前9時から午後5時まで)

(2) 指定申請書

次の期間にセントピアあわら指定管理者指定申請書(様式第2号)を提出してください。書類提出後は、記載事項を変更することはできません。

提出期間：令和8年10月6日(火)～10月14日(水)まで

(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、添付資料は次のとおりとします。

- ① 事業計画書(様式第3号)
- ② 収支計画書(様式第4号)
- ③ 申請法人等の概要書(様式第5号)
- ④ 申請法人等の定款、寄付行為等
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 法人税及び消費税並びに地方税の納付等を確認することができる書類(直近1年間の事業年度に係るものとし、納税証明を記載したもの)
- ⑦ 財務諸表(直近3年間の事業年度に係るもの)(様式第6号)
- ⑧ 管理及び運営に必要な資格(様式第7号)
- ⑨ 類似業務の実績(様式第8号)
- ⑩ その他市が必要と認める書類

※提出部数は11部(原本1部、写し10部)となります。

(3) 書類の提出先

提出先：〒919-0692

あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市経済産業部観光振興課 観光戦略グループ

電話 0776-73-8006(直通)

提出方法：持参又は郵送

- ① 郵送の場合は、書留郵便により期間最終日当日の消印有効です。
なお、あわら市は郵送事故等の責任は一切負いません。
- ② F A X又は電子メールでの提出は認めません。

10 注意事項

- (1) 提出された書類は原則として変更できません。
- (2) 申請書類の内容に虚偽の記載があったときは失格とします。
- (3) 提出された書類は、いかなる理由であつても返却いたしません。
- (4) 応募に際して必要となる費用及び指定後の準備に要する経費は応募者の負担とします。

(5) 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

(6) 1応募者につき、提案は一つに限ります。

11 選定方法

あわら市公の施設指定管理者選定委員会において、次の選定基準に基づき行います。

なお、審査に当たって提案の説明をしていただく機会（プレゼンテーション）を設けます。

プレゼンテーション日程：令和8年10月26日（月）

※時刻は指定申請書受理後に申請者にお伝えします。

【選定基準】

- (1) 施設の目的を最大限に発揮させるものであるか。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。
- (4) その他施設の設置目的を達成するために必要と認める事項を有しているか。

12 指定の期間

指定管理者が管理を行う期間は、**令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とします。**ただし、指定期間内であっても、あわら市が管理を継続させることが適当でないと認めたとき、又は緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止させることがあります。

13 管理業務の基準

指定管理者が行う業務の基準は、仕様書のとおりとします。

なお、業務の実施に当たっては、地方自治法、条例及び他の関係法令を遵守しなければなりません。

14 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 指定管理者が行う業務は次のとおりとし、その詳細については、仕様書のとおりとします。

ア 市民、観光客等の入浴に関する業務

イ 施設の利用の許可及び運営に関する業務

- ウ 施設、設備又は備品の維持管理に関する業務
 - エ 施設の利用に係る料金の収受及び減免に関する業務
 - オ 観光の推進に関する業務（観光情報の提供、観光イベントの開催等）
 - カ 地域振興、活性化への配慮及び地域との協働
 - キ その他施設の運営、管理等に関し市長が必要と認める業務
- (2) 前号に掲げる施設本来の管理業務のほか、セントピアあわらの魅力を向上し、又は利用を促進することなどを目的に、市と協議し必要な許可を得て、自らの責任と費用で自主事業を行うことができます。
- (3) 指定管理者は、指定期間の途中で業務を自己の都合により休止し、又は中止することはできません。また、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることもできません。

15 利用料金

セントピアあわらの利用料金は、条例に定める額を上限とします。なお前指定管理者において別添『セントピアあわら利用料金表』及び『セントピアあわら優待券提携者一覧』により業務が実施されています。今後の安定的な事業の継続を考慮に入れ、指定の期間内の利用料金について事業計画書で提案してください。なお、利用料金については上限を下表のとおりとしますが、指定管理者の提案により上限料金内で設定することは可能です。

表

	一般料金					
	大人	中人	小人			
料金	600円	360円	240円			
	回数券			定期券（1カ月有効）		
	大人	中人	小人	大人	中人	小人
料金	4,200円/10枚	2,520円/10枚	1,680円/10枚	6,000円	3,600円	2,400円

16 管理運営に要する経費等

- (1) 施設の管理運営に要する経費は、利用料金及び市から支払う指定管理料によって賄うこととします。このうち、指定期間中に市が支払う指定管理料の額については、下記に定める基準価格（3年間）の範囲内で、応募事業者から各年度の指定管理料の額の提案を求めます。

市からの指定管理料の具体額は事業計画書で提案された額に基づき、指定管理者と市との間で年度ごとの詳細事項を定める年度協定書の中で明記

します。

3年間の基準価格115,038,000円(消費税及び地方消費税を含む。参考：年間38,346,000円)。

なお、このうち、修繕料については年間500万円以上を計上してください。基準価格を超える提案があった場合には、失格となりますので、ご注意ください。なお、自主事業からの収入を補填することで、基準価格を抑えることも可能とします。

- (2) 年度協定書において定めた指定管理料は、次のような特別の事情があり、双方協議して指定管理料を改定したときを除き、増減はしません。

ア 事故、自然災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき。

イ 市の施策として、施設に係る業務の変更又は新たな業務の実施の必要があるとき。

- (3) 施設の管理運営に係る経費及び収入は、指定管理者の他の業務に係る経費及び収入と明確に区分して管理し、経理してください。

- (4) 事業管理経費(施設の管理運営に係る間接的な経費等)については、収支計画書(様式第4号)の中に記載するとともに、その算定根拠を示してください。

17 損害賠償責任

次の場合には、指定管理者がその損害の賠償の責めに任ずるものとします。ただし、指定管理者の責めに帰することができない事由により生じた損害については、この限りではないものとします。

- (1) 指定管理者が施設を毀損し、又は滅失させ、市に損害を与えたとき。
(2) 指定管理者が管理の瑕疵、その他その責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害を与えたとき。

18 管理運営で知り得た機密保持

- (1) 指定管理者が管理運営業務で知り得た秘密及び市が指定管理者に提供する秘密については、その提供及び他の目的のための利用を禁止します。
(2) 上記秘密の管理及び適法な情報の開示については、必要な措置を講じることとします。

19 選定結果の通知、指定手続等

- (1) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、すべての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ

で公表します。

(2) 指定手続

指定管理者候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あわら市議会の議決を経た後に正式に指定管理者として指定されます。あわら市議会への上程は、令和8年12月議会定例会を予定しています。

20 協定の締結

あわら市議会の議決を経た後、施設の管理に係る細目的事項、あわら市が支払うべき指定管理料の額、リスク分担等を定めるため、協議により協定を締結します。

- (1) 基本協定 管理の基準、指定期間、管理業務に関する基本事項、清算、事業計画、指定の取消し、責任の区分、リスクの分担、情報の公開、個人情報の保護、再委託、財産管理、目的外使用、損害賠償等
- (2) 年度協定 当該年度の業務内容、指定管理料等

21 指定の取消し等

あわら市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが不相当であると認められたとき、又は指定管理に係る予算が成立しなかったときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、あわら市議会の議決が得られなかったとき又は市議会で否決されたときであっても、本件の業務に係る提案及び準備に要した費用については、一切補償しません。

22 その他

応募者の提案内容、選定結果等について情報公開請求が提出されたときは、あわら市情報公開条例の規定に基づき、請求者に公開されます。